エコマーク商品類型 No.139「建築製品（設備）Version1.5」認定基準書

分類 B-1　～住宅用浴室ユニット～

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

本商品類型は、2002 年 4 月 20 日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来、再生材料を使用した製品を主として推奨してきたものから、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002 年 7 月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

２．適用範囲

□住宅用浴室ユニット　JIS A 4416

３．用語の定義

処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。

４．認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

(1) 浴槽、または住宅用浴室ユニットに取り付けた浴槽の保温性は、JISA1718:2011「浴槽の性能試験方法」の5.18高断熱試験に従い、湯温低下が4時間で2.5℃以内であること。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、試験結果を提出すること。

(2) 製品の発泡樹脂は、別表1に定める特定フロン(CFC5種)、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(HCFC，HFC)を使用しないこと。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

(3) 接着剤、塗料を使用した製品にあっては、製品引渡し時にトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドの放散が低減されているよう、十分な養生期間を取るなどの対策をおこなっていること。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドの放散の低減についての対策（当該物質の不使用や、養生期間・養生方法など）を説明すること。

(4) 浴室内に使用する木質材料は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、またはJIS規格およびJAS規格に規定されているホルムアルデヒド放散量基準のF☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。

【証明方法】
JIS規格に定める試験結果またはF☆☆☆☆等級であることの証明書、あるいはその写しを提出すること。

(5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。
なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
   1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
   2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
   3)記録文書の保管について定めたもの
   4)再発防止策(今後の予防策)
   5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(6) 適切な廃棄・リサイクルを促すため、浴室ユニット廃棄時の注意事項などを、消費者向けのマニュアル等へ記載すること。
（記載例）
「浴室ユニットを廃棄する場合には、許可を受けた業者様にご依頼頂き、適切な廃棄処分及びリサイクル可能な部材のリサイクルのご協力をお願いいたします。」

【証明方法】
申込者は、廃棄、リサイクルに関するマニュアル等の見本を提出すること。

(7) 製品を構成する主な部材には、リサイクルしやすいように表示がなされていること。ポリマーの種類表示は日本工業規格JIS K 6899-1またはISO 1043-1の記号を用いることとし、表示方式については、JIS K 6999に従うこと。対象とする部材は、「浴室ユニット　製品アセスメントマニュアル　浴室ユニット３R推進委員会」に示された「浴室ユニット製品アセスメント実施の為の判断基準」の最新版に従う。
　なお、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で代えることができる。

【証明方法】
表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

(8) 申込者は、エコマーク認定製品の修理を行う体制を整備していること。製品は機能回復のための修理が可能であり、申込製品の生産中止後、最低10年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理（代替品による交換修理を含む）を行うこと。対象とする部材は、「浴室ユニット　製品アセスメントマニュアル　浴室ユニット3R推進委員会」に示された「浴室ユニット製品アセスメント実施の為の判断基準」の最新版に従う。

【証明方法】
エコマーク認定製品の修理を行う体制を整備していることの証明として、修理の範囲、修理に関する問い合わせ先を記載した取扱説明書等を提出すること。
　申込製品の生産中止後最低10年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理（代替品による交換を含む）を行うことに関する証明書を提出すること。

(9) 製品に難燃剤を使用する場合は、難燃剤に PBB（多臭化ビフェニール）、PBDE（多臭化ジフェニルエーテル）または短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10-13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

(10) 製品に抗菌加工をする場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

【証明方法】
申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

4-2.　品質に関する基準と証明方法

(11) 品質は、該当するJIS規格に適合していること。

【証明方法】
申込者は、該当するJIS規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JISの認定を受けている場合は、JIS認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。

(2) マークの下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。
　環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「保温性が高い浴

室ユニット」、二段目に「湯温低下　4時間で2.5℃以内」と記載すること。
以下に例を示す。

(株)××××(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号(数字のみでも可)

2007 年 5 月 5 日	制定(Version1.0)
2008 年 2 月 25 日	改定(分類 B-1 の追加 Version1.1)
2008 年 8 月 21 日	改定(4-1.(5)Version1.2)
2010 年 3 月 15 日	有効期限延長
2011 年 3 月 1 日	改定(5. (2)version1.3)
2012 年 4 月 1 日	改定(4-1.(1)、(2)別表、5. (2)version1.4)
2012 年 6 月 15 日	改定(4-1. (9)、(10)　version1.5)
2016 年 3 月 15 日	有効期限延長
2022 年 12 月 31 日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表１　発泡樹脂の製造時に禁止するフロン類

特定フロン (CFC5 種)	トリクロロフルオロメタン	代替フロン (HCFC)	クロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロメタン		ヘキサクロロフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロエタン		ペンタクロロジフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロエタン		テトラクロロトリフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロエタン		トリクロロテトラフルオロプロパン
その他の CFC	クロロトリフルオロメタン		ジクロロペンタフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロエタン		クロロヘキサフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロエタン		ペンタクロロフルオロプロパン
	ヘプタクロロフルオロプロパン		テトラクロロジフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン		トリクロロトリフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン		ジクロロテトラフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン		クロロペンタフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン		テトラクロロフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン		ジクロロフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン		クロロジフルオロプロパン
	四塩化炭素		クロロフルオロプロパン
	1,1,1-トリクロロエタン	代替フロン (HFC)	トリフルオロメタン
代替フロン (HCFC)	ジクロロフルオロメタン		ジフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン		フルオロメタン
	クロロフルオロメタン		1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン
	テトラクロロフルオロエタン		1,1,2,2-テトラフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン		1,1,1,2-テトラフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン		1,1,2-トリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン		1,1,1-トリフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン		1,1-ジフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン		1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン
	クロロトリフルオロエタン		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン
	ジクロロフルオロエタン		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン
	クロロジフルオロエタン		1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン